



平成11・12年度 豊島区青少年育成運動の基本方針

未来を担う 青少年のために



6月11日に開催された、豊島区青少年問題協議会で、平成11・12年度「豊島区青少年育成運動の基本方針」を決定しました。

この基本方針は、次代を担う青少年が健やかに、この豊島に成長できる環境づくりの推進と、青少年自らも自立し、社会性を身につけ、成熟した社会人として成長するよう、私たちおとなが支援していくことを基本的な考えとしていきます。

青少年育成運動を効果的に推進していくため、区民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

◆詳細：地域支援係 ☎3981・2187

青少年育成運動を推進するための重点目標(要旨)

- 第1目標** 地域社会が支える明るく温かい家庭づくりの推進
 - 青少年にとって最も基本的な生活の「場」であり、人格形成に重要な役割を果たす家庭を、地域が強く支え、明るく温かい家庭づくりを推進します。
 - 推進事項
 - ・地域社会で支え合う子育ての推進
 - ・親子で参加できる地域活動の推進
 - ・親子のふれあいの強化と親子の連携強化
 - ・各種相談の積極的な活用
- 第2目標** 青少年の社会参加の促進
 - 青少年が社会性を身につけ、自立した社会人として成長するため、様々な社会活動への参加や企画・運営段階からの積極的参画を促進します。
 - 推進事項
 - ・ボランティア活動の推進
 - ・青少年団体などの活動支援
 - ・青少年の指導者育成の推進
 - ・子どもへの権利条約の趣旨の普及
- 第3目標** 家庭・学校・地域・行政の連携強化
 - 青少年が成長していく上で、重要な役割を果たす家庭・学校

・地域相互の連携を、行政が積極的に支援し、四者一体となった取り組みを進めていきます。

推進事項

- ・家庭・学校・地域・行政の連携体制の整備
- ・相互連携による地域活動の推進
- ・相互連携による健全な社会環境づくりの推進

青少年問題協議会とは

当協議会は、区長が会長となり、青少年関係団体等の代表や公募委員等で構成されており、青少年問題に関する総合的施策に対して、全区的な視野で必要な事項を調査・審議し、施策の適切な実施のために区と連絡調整を行っています。

また、今年度から青少年を取り巻く時宜の課題に対して積極的に取り組むため、諮問・答申方式を導入するとともに、専門委員会を設置しました。

家庭で防ぼう0157

6・9月は食中毒が発生しやすい季節です。家庭で食中毒を起こさないように、次の6つのポイントに注意しましょう。

- ポイント①：食品購入
 - ・新鮮な食品を選ぶ
 - ・消費期限の表示を確認する
 - ・温度管理が必要な物は最後に買う
 - ・魚や肉は他の食品に触れないようにビニール袋に入れる
 - ・寄り道をせず早く持ち帰る
 - ポイント②：保存
 - ・すぐ冷蔵庫や冷凍庫に入れる
 - ・冷蔵庫に詰め過ぎない
 - ポイント③：下準備
 - ・まずは手を洗う
 - ・器具類はその都度よく洗って使う
 - ・野菜はよく洗う
 - ・解凍は冷蔵庫や電子レンジで行う
 - ポイント④：調理
 - ・食品の中心まで十分加熱する
 - ・電子レンジで熱の伝わりにくい物は時々かき混ぜる
 - ・作り過ぎない
 - ポイント⑤：食卓
 - ・清潔な器具や食器を用いる
 - ・調理後はすぐ食べる
 - ポイント⑥：残り物
 - ・早く冷めするように浅い容器に小分けして保存する
 - ・温め直す時は十分加熱する
 - ・古い食品は捨てる
 - ※下痢や腹痛、発熱などの症状が出たら、早めに受診します。

◆詳細：池袋保健所食品衛生係 ☎3987・4177、長崎保健所食品衛生係 ☎3957・1191

あなたと区長のホットラインを結びます

区民の皆さんと区長が直接お話しする場を作ります。

口ごろ、区政について感じていること、考えていることなど、ぜひお話しください。

こんにちは！一日区長室

区長が区民の皆さんと気軽に話せるよう、区長執務室ではなく、区役所本庁舎1階区民相談コーナーにてご意見を伺います。

7月21日(水) 午前10時～午後4時
7月26日(月) 午後6時30分～8時30分

◆対象：区内在住の方
◆定員：15名(申込み：電話で先着順)

◆申込み・詳細：区民相談係 ☎3981・4164

◆詳細：広聴係内線2141

平成12年4月から始まる介護保険について、区長および担当課長が、制度の概要・準備の状況、今後の予定などを説明し、区民の皆さんのご意見やご要望をお聞きします。

7月26日(月) 午後6時30分～8時30分 区民センター14階会議室(対象：区内在住の方)◆定員：20名(申込み：当日会場へ(定員になり次第締切り))

ホット・ほっと区民集会所「テーマ」介護保険

第2回区議会定例会 高野新区長 所信を表明



平成11年第2回区議会定例会が、6月21日から開かれ、高野新区長は初日の本会議で、議会招集あいさつならびに所信表明を行いました。

豊島区では、木村区長、日比区長、加藤区長と、行政経験者の区長が続いていましたが、今回私は、民間からの初めての区長として新しい発想と勇気をもって、また、これまで培ってきたあらゆる経験を生かし、愛する豊島区のために、山積する諸問題の解決に全力を挙げて取り組む決意です。

区政運営の基本的な考えとして、第1に「平和と基本的人権を尊重する区政」を実現すること、第2に「個性ある豊島区」を実現すること、第3に「区政の再建を図る」という3つの基本理念を区政運営の軸に据え、臨みます。激動のときに、財政難を抱えた豊島区の舵取りは困難を極めるものと覚悟していますが、「元氣・やる気・勇気」の精神をもって自身の勇を奮い込め、区政執行に当たります。

施策の考え方 行財政改革

平成12・13年度予算編成に向けての2か年を「行財政緊急再建期間」と位置づけ、これまで進めてきた内部努力の徹底や投資的経費の抑制、執行方法の見直しなどを更に強力に推し進めるとともに、施策の見直しや不用品・遊休資産の処分などに積

て援え、21世紀という新しい時代に向けて、他の副都心に負けない元氣な街をつくり、池袋副都心の発展に最大限の努力を図ります。

防災

災害時をはじめとする緊急時には迅速かつ的確な判断を要するため、幹部職員からなる、いわゆる危機管理体制の確立が必要と見ます。このために、幹部職員の区内居住による緊急時体制の構築を実現したいと考えます。

地域文化の振興

地域に根ざした文化活動に、区としても積極的に支援し、次世代へ引き継いでいくべきだと考えます。また、区内の現存するいくつもの文化的遺産を次世代に引き継ぐために維持・保存に努めます。今回、西池袋の故江川乱歩の旧宅を活用した「記念館」の開設に向け、区としての取り組みを検討します。

教育

いじめや、不登校児童への対応、学級崩壊、青少年非行などの問題を解決するためには、家庭、学校、地域として行政とが一体となって継続的に取り組むことが不可欠であり、21世紀を担う子どもたちのため、先頭に立つて努力します。

介護・福祉・健康

来年度1月の介護保険制度実施までわずかな期間ですが、円滑に開始されるよう最大限の努力をします。また、区民の皆さんの健康管理についての環境整備として「健康プラザとしま」の円滑な運営を図り、幅広い利用ができるよう心掛けます。

環境

来年度移管される清掃事業を豊島区事業として円滑に運営し、清掃とリサイクルの一体的展開を進め、また清掃工場の運営に際しては、ダイオキシンをはじめとする対策に万全を期します。

新しい副都心の心づくりに

中小・岩井企業との振興、商店街の活性化、地域経済の発展を図るために、現在事業化されている事業や、今後予定されている事業を新しい副都心づくりの観点から総合的な街づくりとし

区長交際費

区長交際費の支出の相手先、内容についてすべてを情報公開

することは区民の皆さんと区政の信頼を醸成するうえで極めて重要です。私は、相手先のプライバシーとして社会通念上公開できない部分を除いては全部公開をしたいと考えています。

サービス精神の行政

人の心を感動させる民間でのサービス精神を行政にも取り入れ、心の通った区政を進めます。

報酬の減額

行財政改革推進の姿勢を示すため、区政執行の最高責任者として、私自身の報酬を減額します。

住民税・国民健康保険料・国民年金 日曜相談のご案内

平日に区役所へ来られない方のために、納付と相談の窓口を開設します。

7月11日(土) 午前10時～午後4時 区役所本庁舎
住民税納付相談
住民税(特別区民税・都民税)および軽自動車税の納付ができます。また、住民税については様々な事情で一度に納付することが困難な場合には分割による納付のご相談にも応じます。当日は印鑑と通知書等をご持参ください。

国民年金相談
国民年金についてわからないこと、詳しく知りたいこと、ご相談ください。平成11年度保険料の納付も取り扱います。なお、相談内容によっては、届書が必要な場合もあります。詳細：給付係 3981-1952

国民健康保険料納付相談
皆さんの納める保険料は、国民健康保険料を支える大切な財源です。皆さんが病気やケガをしたときの医療費を賄うもの

7月10日(土) 午前10時～午後5時 「マイアミ」

7月10日(土) 午後5時 「魚」

7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

お知らせ

豊島区役所 3981-1111

原爆被災の方へ
見舞金申請はお済みですか?
7月1日現在、区内在住の被災者の方に、見舞金2万2千円を差し上げます。
申請に必要なものは、①被災者健康手帳(本人名義の、口座が分かるもの(郵便局を除く))
②見舞金8月下旬に振り込む予定で平成10年度報告1件の合わせて11件です。よろしくご審議をお願いします。(要旨)

福 祉

「海の家」無料利用券は、国民健康保険課、各出張所の窓口で配布しています。
詳細：国民健康保険課管理係 3981-19223

くらし

毎月第3木曜日に牛乳パックの個人交付を行っています。
交付日時：7月15日、8月19日、午前10時～午後3時
場所：南大塚社会教育会館受付場
日野厚生会館(第五出張所)入口、池袋第2区民集会所(池袋図書館)
バックは開いてきれいに洗い、下してからお持ちください。1枚でも受け付けています。
詳細：リサイクル・清掃計画係 3981-16001

くらし

海外に居住する日本国籍の方も、国民年金に任意加入できます。加入手続と保険料の納付方法は次のいずれかになります。
①区内に親族がお住まいの場合、その方が協力者として、本人に代わって届出や納付をする。
②区内に親族がない場合は、日本国民年金協会(千代田区平河町2-5の5) 3265・2885へ依頼する。
なお、第3号被保険者の方は海外へ転出してもそのまま加入となります。出居時は必要ありませんが、帰国時は新住所地の区市町村へ届出してください。
詳細：適用係 3981-1954

保険・年金

新しい「介護療養」は、毎年度7月に更新されます。引き続き「介護療養」に該当する方には、新しい「介護療養」を郵送しました。まだお手元に届いていない方は、お問い合わせください。
対象者：65歳の歳、所得制限あり※社会保険本人は対象外です。
詳細：老人医療係 3981-1937

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

海外居住者の方へ

海外に居住する日本国籍の方も、国民年金に任意加入できます。加入手続と保険料の納付方法は次のいずれかになります。
①区内に親族がお住まいの場合、その方が協力者として、本人に代わって届出や納付をする。
②区内に親族がない場合は、日本国民年金協会(千代田区平河町2-5の5) 3265・2885へ依頼する。
なお、第3号被保険者の方は海外へ転出してもそのまま加入となります。出居時は必要ありませんが、帰国時は新住所地の区市町村へ届出してください。
詳細：適用係 3981-1954

障害基礎年金(福祉系)を受けたい方は現況届を忘れずに

20歳前の病気やけがによる障害基礎年金、障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けたい方は、届出が必要です。7月初めごろ池袋社会保険事務所から現況届の用紙が郵送

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

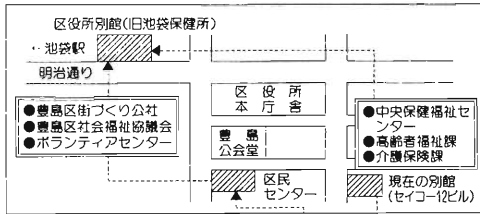
国民健康保険加入者の方へ

「海の家」日曜施設をご利用ください。
①施設
7月10日(土) 8月22日(日) 午前8時～午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「魚」
7月10日(土) 午後5時 「マイアミ」

区役所等の一部窓口が 移転します

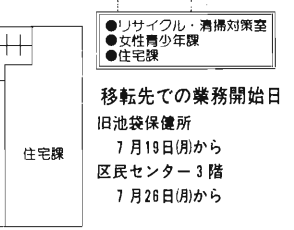
区では、旧池袋保健所の改修工事を行い、区役所別館として活用します。これに伴い、左表のとおり窓口を移転します。

窓口(課名等)	現在 - 移転先
中央保健福祉センター	別館1階・旧池袋保健所1階
高齢者福祉課	別館2階・旧池袋保健所2階
介護保険課	別館3階・旧池袋保健所3階
リサイクル・清掃対策室	別館3階→区民センター3階
女性青少年課	別館5階・区民センター3階
住民課	別館5階・区民センター3階
豊島区街づくり公社	区民センター3階→旧池袋保健所4階
豊島区社会福祉協議会	区民センター3階・旧池袋保健所2階
ボランティアセンター	区民センター3階・旧池袋保健所4階



区役所別館(旧池袋保健所)各階配置

区民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解と協力をお願いします。詳細については、電話3981・4201



平成11年度私立幼稚園児の 補助金の申請はお済みですか

補助金の申請は、次のすべての要件に該当している方です。平成5年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、平成11年度に私立幼稚園に在籍している幼児と幼児と保護者が区内に居住し、住民登録または外国人登録があること、保育料等を負担し、納入した方。

表① 所得の基準

区分	所得の基準	月額
1	生活保護世帯、特別区民税所得割非課税世帯	12,200円
2	特別区民税所得割課税額140,000円以下の世帯	10,500円
3	特別区民税所得割課税額140,000円を超える世帯	6,000円

※申告していない方および税額を証明できない方の補助金は、区分3になります。
(注)世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算します。

表② 私立幼稚園

区分	対象世帯	限度額
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額133,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額101,200円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額78,100円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が8,800円以下の世帯	年額54,900円
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が102,100円以下の世帯	年額54,900円

(注)世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算します。住民税の申告をされていない方は、補助の対象とはなりません。

区立幼稚園

区分	対象世帯	減免額(上限)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額61,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額61,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額61,000円

再開発地区計画の一部変更に伴う
公告・縦覧を行います

「風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正(平成11年4月1日施行)に伴い、平成5年8月に都市計画決定した東池袋四丁目地区・再開発地区計画の一部を変更します。このため都市計画法第16条第2項に基づき公告・縦覧を行います。

●公告・縦覧期間:7月9日・23日
●意見書提出期間:7月9日・30日
●位置:東池袋四丁目4・5・9・13・19・20・21の一部
●参照:大線内「縦覧場所」
●詳細:再開発地区計画



局総務部出請特報課
●詳細:再開発地区計画係3981・26113

都市計画変更のお知らせ

建設標準法の改正(連軒建築物設計制度の創設・平成11年5月1日施行)に伴い、都市計画高度地区を変更します。この計画案を都市計画法の規定に基づき、公告・縦覧します。

●公告・縦覧期間:7月5日・19日まで
●縦覧場所:都市計画課(分庁舎3階)2階
●詳細:地域計画係3981・2397

フォーダンス教室

7月9日・10日8時までの毎月第2・4金曜日午前10時30分正午東池袋こぶきの家講義:武井道子氏(費用:無料)申込み:当館窓口(電話:3981・791・07)

●詳細:当館3981・791・07

●おわびと訂正...「広報としま」6月25日号7面「こんべいと第2七曜クラブ・ボランティア募集」の記事中、豊島ボランティアセンターの電話番号は、3984-9375の誤りでした。

住宅相談会を 開催します

7月24日(土) 午前10時午後3時 池袋本町第2区民集会所
△相談内容:①屋根・雨どいの修理 △床・外壁等の塗装 △洗面所・浴室の改修 △家屋等の増築 △リフォーム △小修繕 △門扉の改修 △植木の伐採 △その他住宅全般に関するご相談 △費用:無料

△詳細:街づくり公社事業推進課3982・3329

7月は「社会を明るくする運動」の 全国強調月間です

「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪防止と犯罪を犯した人たちの更生を通じて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年も7月を強調月間として「地域住民の理解と協力により犯罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支える」を重点目標に、「ふれあい」と対話が築く「明るい社会」を統一標語として、全国的運動が展開されています。

区では、地域の皆さんや関係機関の協力のもとに、各地区で多様な行事と幅広い運動を計画しています。

7月は「青少年の非行問題に取組む全国強調月間」でもあり、次世代を担う青少年のためにも、区民の皆さんのご協力をお願いいたします。

節目健診実施中 (無料)

脳卒中・心臓病など生活習慣病(成人病)の早期発見のため、節目年齢に該当する方は、健康診断を受けましょう。

△対象:下表のとおり。該当者には受診券を郵送してあります。届いていない方や紛失された方は、係までご連絡ください。

△健診内容(検査項目):①受診者全員が受ける検査/血圧測定、尿検査、血液生化学検査、眼底検査、胸部エックス線検査、触診検査、受診方法:指定医療機関で受診してください(勤務先で健康診断を受けられる方は、ご遠慮ください)。

※既に郵送してある実施医療機関名簿中、池袋赤心実業院は診療していませんのでご注意ください。

△詳細:保健事業係3980・4660

リボンサービス 説明会

リボンサービスは、日常生活でお困りの高齢の方や障害をお持ちの方へ、地域の方がお手伝いをする会員制の有料在宅福祉サービスです。

ご利用をお考えの方、協力して下さる方の参加をお待ちしています。

7月15日(木) 午前10時正午 区民センター4階第6会議室
△申込み:詳細:社会福祉協議会在宅福祉サービス係3981・9250、3981・9250、3981・9250

夏休み親子教室に 参加しませんか

簡単な実験や観察などを通して、身の回りの細菌と色について学びます。

7月27日(火) 午後1時~3時 30分、長崎保健所(対象:区内在住の小3・6年生とその保護者の方)5・6年生は子どもと保護者の参加可) △内容:①身近な細菌を調べてみよう(食品を作る菌、腐らせる菌等) ②色の世界をのぞいてみよう(着色料の今昔) ③検査室を見よう

●費用:無料(募金人数:20名(40組) △申込み:7月6日午前9時から電話:長崎保健所(電話)3957・119

長崎まつり

7月8日(木)・9日(金) 午前10時~午後3時 長崎こぶきの家 △対象:60歳以上の区民の方 △内容:8日(運動会)パン食い競争、玉入れ、フレッシュアップ体験教室や太極拳教室の発表など。9日(舞台発表)舞踊、カラオケ、民謡など ※応援・観覧等はどなたでもどうぞ

△詳細:当館3554・4411

「こんなことを結ぶ 在宅福祉 リボンサービス」

「こんなことを結ぶ在宅福祉リボンサービス」
説明会



「おわびと訂正...」

